

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 14 日

各学校施設開放運営委員会
会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部
教育企画担当課長 東 慎太郎

緊急事態宣言発令を受けた学校施設開放事業について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 1 月 13 日の緊急事態宣言発令を受け、学校施設開放事業における活動においては、1 月 14 日から 2 月 7 日の間、下記について順守いただきますようお願いいたします。

なお、今後とも、令和 2 年 7 月 1 日付で通知しております「学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に則り、対策を十分に講じていただいた上で、安全で円滑な運営をお願いいたします。

記

1. 夜間の運動場及び体育館における活動については 20 時までとしていただくこと
2. 対外試合等の交流活動については行わないようにしていただくこと

担当 教育委員会事務局総務部総務課
地域連携係

TEL 9 8 4 - 0 6 1 5

FAX 9 8 4 - 0 6 1 8